

常盤木学園高等学校いじめ防止基本方針

第1条 目的

この基本方針は、常盤木学園高等学校に在籍するすべての生徒が安心して学び、健やかに学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2条 基本理念

本校は、いじめがいかなる理由があっても許されない行為であり、どの生徒にも起こり得るものであるとの認識に立ち、生徒一人ひとりの尊厳を守ることを最優先として、その防止等に取り組む。

本校は、未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を基本として、家庭その他の関係者と連携しながら、組織的かつ継続的に対応する。

第3条 いじめの防止

本校は、教育活動全体を通じて、生命及び人権を大切にする態度、他者を思いやる心並びに規範意識を育成し、いじめを生まない環境づくりに努める。

また、教職員は、生徒との信頼関係の構築に努め、日常の観察、面談その他の機会を通じて、生徒が安心して過ごすことができる学校づくりを進める。

本校は、教職員に対し、いじめに対する正しい認識を浸透させるための校内研修等を計画的に実施し、教職員間のいじめ問題への共通理解を深める。

第4条 いじめの認知

本校は、いじめ防止対策推進法に定めるいじめの定義に基づき、関係する生徒の状況等を踏まえ、組織的にいじめの認知を行う。

第5条 早期発見及び相談体制

本校は、いじめの早期発見のため、面談、アンケート、教育相談その他必要な取組を行う。

本校は、生徒、保護者及び関係者が相談しやすい体制を整備し、相談窓口の周知に努める。相談を受けたときは、その内容を軽視することなく丁寧に受け止め、必要な情報を適切に共有し、組織的に対応する。

第6条 組織

本校は、いじめの防止等に実効的に取り組むため、校内にいじめ防止等の対策のための「いじめ問題対策委員会」を置く。

同委員会は、校長の統括の下、管理職、生徒指導担当、学年主任、担任、その他必要な教職員をもって構成し、必要に応じて外部の専門家等の助言を得るものとする。

当該組織は、基本方針の策定及び見直し、情報の収集及び共有、事案への対応方針の協議、関係生徒への支援、保護者との連携並びに再発防止策の検討を行う。

第7条 いじめへの対処

本校は、いじめに関する相談、通報又は情報提供があった場合には、速やかに必要な対応に着手し、事実関係の確認を行うとともに、いじめ被害を訴える生徒の安全確保及び心身のケアに配慮し、組織的に対応する。

また、関係する生徒に対しては、教育的配慮の下、適切な指導及び支援を行い、保護者と連携しながら問題の解決及び再発防止に努める。

第8条 重大事態への対処

本校は、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合その他法令に定める重大事態が発生した場合又はその疑いがある場合には、法令及び国のガイドラインに基づき、速やかに対処する。

この場合において、本校は、被害生徒の立場に立ち、必要な支援を行うとともに、事実関係を明確にするための調査を適切に実施し、再発防止に努める。

第9条 公表及び見直し

本校は、この基本方針をホームページ等により公表し、生徒、保護者及び関係者への周知に努める。

また、社会状況、法令、国の方針及び本校の実情を踏まえ、必要に応じてこの基本方針を見直す。

附則

この基本方針は、令和8年9月11日から施行する。